

国際輸出管理レジーム会合の合意事項等に係る「輸出貿易管理令」等の改正の概要について

令和4年10月6日
経済産業省貿易管理部
安全保障貿易管理課
安全保障貿易審査課

1 改正趣旨

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合（参考1）において輸出規制等をすべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第25条の下に定められる政令（外国為替令）に、貨物については、外為法第48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下「輸出令」という。）に規定することで、輸出規制等の対象としている。（参考2）

国際輸出管理レジームにおける昨年の合意等を受けて、外為法に係る政省令及び関連通達を改正し、規制の対象となる技術及び貨物の追加・削除等を行う。

その他、安全保障貿易管理に係る規制の合理化・適正化に関する改正を行う。

※令和4年10月6日（木）公布、令和4年12月6日（火）施行

- 輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和4年政令第328号）
- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省令第78号）
- 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について（令和4年10月6日付け輸出注意事項2022第24号）

2 改正内容

（1）国際輸出管理レジーム会合の合意事項に係る改正

先端材料関連（5の項関係）

■ ふつ化シリコーン油を主成分とする材料の削除【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、潤滑剤として使用できる材料であって、ふつ化シリコーン油を主成分とするものを規制対象から除外する。

- **輸出令** 5の項（10）
- **貨物等省令** 第4条第11号口

材料加工関連（6の項関係）

■ 「金属の加工を行うためのデータ」の削除【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、金属の加工を行うためのデータを規制対象から除外する。

- **貨物等省令** 第18条第4項

エレクトロニクス関連（7の項関係）

■ 三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの基板等の追加【規制強化】

WAの合意を踏まえ、「三酸化ニガリウム又はダイヤモンドの基板等」の追加等を行う。

- **輸出令** 7の項（22）
- **貨物等省令** 第6条第18号及び第22号から24号まで、第19条第5項第4号

■ 「マイクロ波用固体増幅機器」に係る仕様の改正【規制の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となる仕様の改正（緩和）を行う。

- **貨物等省令** 第6条第2号ホ

■ 「周波数シンセサイザーを用いた組立品」に係る仕様の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となる仕様の改正（緩和）を行う。

- **貨物等省令** 第6条第2号ワ

■ 「信号発生器」に係る仕様の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となる仕様を改正（緩和）する。

- **貨物等省令** 第6条第13号ハ

■ 「GAAFET構造を有する集積回路設計用ECADプログラム」の追加【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となる技術（GAAFET構造を有する集積回路設計用ECADプログラム）の追加を行う。

- **貨物等省令** 第19条第3項第6号
- **役務通達** 1-1(7)(イ)（解釈の表）7の項

■ 「送受信モジュール等」の解釈の改正【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、貨物等省令第6条第2号カに規定する「送受信モジュール等」について、「他の貨物に使用するように設計されたものを除く」とする解釈から除外する。

- **運用通達** 別紙1（解釈の表）の7の項

コンピュータ（8の項関係）

■ 「デジタル電子計算機等」に係る仕様の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となる仕様を改正（緩和）する。

- **貨物等省令** 第7条第3号ロ、ハ、第20条第2項

センサー・レーザー関連（10の項関係）

■ 「半導体レーザーダイオード」に係る仕様の改正【規制緩和】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となる仕様を改正（緩和）する。

- 貨物等省令 第9条第10号ニ

■ 「レーダー」に係る規定の改正【規制の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、規制対象となるレーダーから除外される装置に係る仕様を改正（船舶航行サービスのために「用いられる装置」から「設計された装置」）する。

- 貨物等省令 第9条第13号ヲ

推進装置関連（13の項関係）

■ 「準軌道用の飛しょう体」の追加【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、「準軌道用の飛しょう体を空中で発射させるための航空機」の追加を行う。

- 貨物等省令 第12条第4号の2

■ 「超合金用に設計した積層造形を行う装置」に関する規定の改正【規制の明確化】

WAの合意事項を踏まえ、「一方向性凝固又は単結晶の積層造形装置」について仕様を改正する。

- 貨物等省令 第12条第11号ハ

■ ガスタービンエンジンの燃焼器の仕様の追加【規制強化】

WAの合意事項を踏まえ、「プレッシャーゲイン燃焼を利用した燃焼器」を追加する。また、ガスタービンエンジンの燃焼器における冷却孔に係る技術を追加する改正を行う。

- 貨物等省令 第25条第3項第2号イ、ル
- 役務通達 別紙1（解釈の表）の13の項

機微品目（15の項関係）

■ 電波の吸収材に係る規定の改正【規制の明確化】

「赤外線の吸収材」も規制対象であることを明確化する等の改正を行う。

- 輸出令 15の項（2）
- 貨物等省令 第14条第2号
- 運用通達 1-1(7)(イ)（解釈の表）15の項

(2) 規制の合理化・適正化に係る改正

①包括許可制度の適用範囲等の見直し

適切な輸出管理を実施しつつ、輸出者等の輸出管理に係る負担軽減を図るため、輸出令別表第1の2の項(3)及び4の項(8)貨物の一部につき、包括許可の適用範囲等の見直しを行う。

■ 2の項(3)重水素・重水素化合物【規制緩和】

包括許可要領 提出書類通達 運用通達 お知らせ

イ) 特別一般包括許可

「い地域①②、ろ地域（ち地域を除く）、り地域」について、非原子炉用途のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量20キログラム未満まで適用対象を拡充。

ロ) 特定包括許可

「い地域①②、ろ地域（ち地域を除く）、り地域」について、非原子炉用途は上限なく適用対象として拡充。

ハ) 医薬品・治験薬

個人使用のために個別包装されたものうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量1グラム未満のものを規制対象外とする。

■ 4の項(8)高分子材料【規制緩和】 **包括許可要領 提出書類通達**

「～地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする高分子材料の製造工程に用いられるものについて、条件付で特別一般包括許可の対象とする。

②特定の貨物・技術の輸出管理の厳格化 **包括許可要領 提出書類通達 運用通達**

国際的な平和及び安全の維持の観点から、特定の貨物及び技術の輸出管理を厳格化する。

■ 7の項(16)半導体リソグラフィ装置【規制強化】

我が国として機微性が高い分野の貨物・技術として、「半導体のリソグラフィ装置」の輸出管理を強化する。

③ストック販売時の報告手続の明確化 **包括許可要領**

ストック販売目的で包括許可を用いて輸出等を行った後、需要者若しくは利用する者が確定し、使用目的が「その他の軍事用途」に用いられる若しくは利用される又はその疑いのあることを知った場合の手続を明確化する。

④大量破壊兵器キャッチャール規制に係るガイドラインの見直し **補完規制通達**

大量破壊兵器キャッチャール規制に関し、外国ユーザーリスト掲載団体との取引の際に確認することを推奨する項目を追加する。

※その他、技術的な修正等を含め、所要の改正を行う。

(参考1) 国際輸出管理レジームの概要

N S G	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。
A G	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は42か国。
M T C R	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は35か国。
W A	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は42か国。

(参考2) 関係法令及び略称

● 法律	
外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
● 政令	
外為令	外国為替令（昭和55年政令第260号）
輸出令	輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）
● 省令	
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）
● 通達	
運用通達	輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）
包括許可要領	包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）
補完規制通達	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）
お知らせ	輸出貿易管理令別表第1の2の項（1）から（8）まで又は（10）若しくは（10の2）に掲げる貨物の輸出許可等について（お知らせ）（平成13年5月16日付け）